

1 中国デジタル貿易の現状と課題及び西側諸国の規制への対応

梶田 幸雄 *Yukio Kajita*

中央大学法学部教授

(一財)国際貿易投資研究所客員研究員

要約

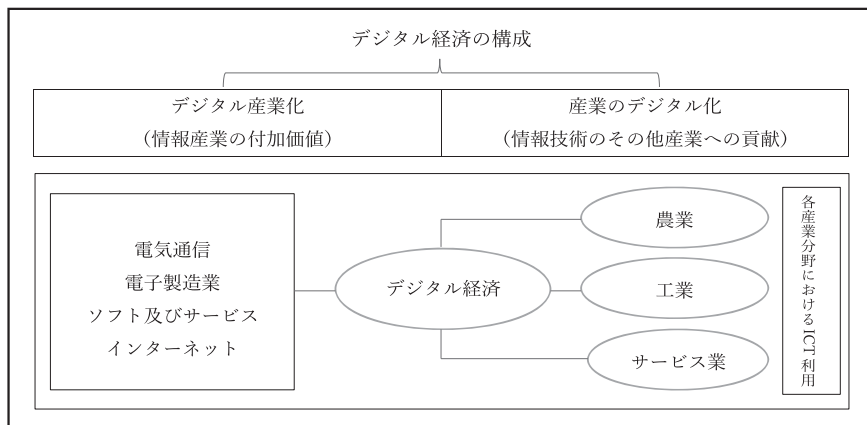
中国は、米国に次ぐ世界第2位のデジタル経済国である。2021年に中国は、「第14次デジタル経済発展5か年計画」を発表し、23年末に開催された中央経済工作会議では、デジタル貿易を拡大する提案がなされている。今、中国は、デジタル経済の発展と国際デジタル貿易への参加を国家戦略として捉えている。西側諸国は、中国のデジタル産業の台頭に対して懸念を持ち、国家安全保障上の利益を守るため、半導体やその他の新興技術を含む中国への技術輸出に対する規制を強化するといった中国に対する対抗措置を講じている。そして、多国間地域メカニズムの下でデジタル貿易関連ルールの策定に積極的に参加する方針である。これに対して、中国は、デジタル・シルクロードや“一帯一路”構想の一環として関係国にデジタル化の支援を行うことで、中国の基準を国際標準にしようと目論んでいる。中国は、国際規範やルールに影響を与え、DSI（デジタル信号インターフェース）や中国国内市場へのアクセスを活用するなどして“一帯一路”沿線国で実績を作り出すことで、デジタルサービス市場や中国のデータガバナンス慣行の世界的な普及に影響を与えつつある。西側諸国は対抗関係をエスカレートさせるのではなく、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）やCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）などのプラットフォームで加盟国間の交流を強化する必要性がある。

1. はじめに

中国は、米国に次ぐ世界第2位のデジタル経済国であり（デジタル経済の構成については、図1を参照）、国内のデジタル消費市場の潜在力は大きく、国際的に競争力のあるデジタル貿易プラットフォームも数多く存在する。中国のデジタル経済の規模は2022年に50兆2,000億元に達し、合計で世界第2位となり、国内総生産（GDP）の41.5%を占めるまでになっている^(注1)。

しかし、経済の成長鈍化と不確実性の高まりの影響を受け、中国の対外貿易は持続的かつ安定した発展においていくつかの課題に直面している。こうした中で、新たな発展戦略を担うのがデジタル貿易である。デジタル貿易とは、OECDの定義によれば、デジタルで発注及び/又はデジタルで配信されるすべての国際貿易を指す（図2）。デジタルで発注される貿易とは、コンピュータ・ネットワーク上で受発注を目的として行われる商品又はサービスの国際売買をいう。また、経済産業省は、デジタル貿易は、デジタル技術を活用して行われる財やサービスの貿易を指すものとしている。具体的には、

図1. デジタル経済の構成



注. ICT (Information and communication Technology)

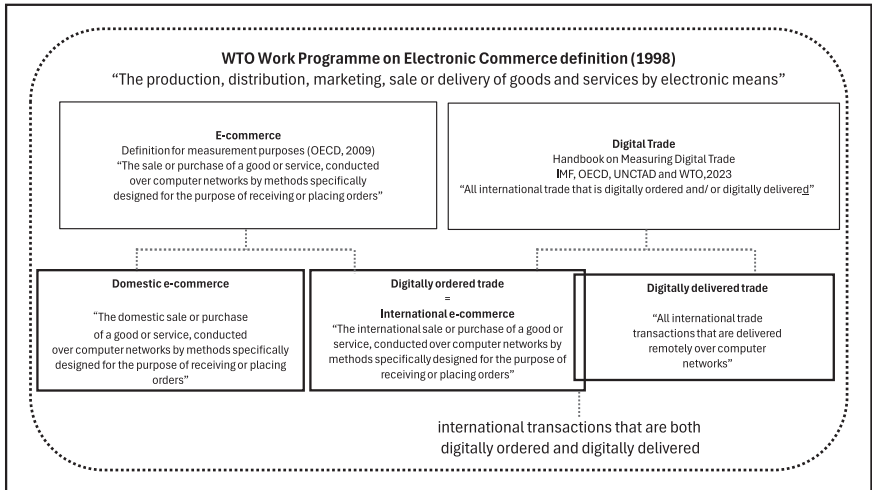
出所：中国信息通信研究院；「中国数字经济發展白皮書（2017年）」、2017年7月、4頁より筆者作成

電子的手段を通じて行われる越境取引が含まれ、電子商取引やデータの越境移転などが典型的な例である。

デジタル貿易の発展は、世界の資本、技術、人材、知識、データ、サービス、その他の要素のスムーズな流れを促進し、貿易可能なサービスの境界を継続的に拡大し、規模と分野を拡大し、経済効果を高め、貿易の勢いを高めることを可能にする。このために、デジタル貿易の発展戦略を描き、デジタル・インフラを改善し、企業が市場を拡大し、取引コストを削減し、貿易コストを削減することを支援するために、越境電子商取引、貿易デジタル化及びその他の手段を最大限に活用する必要がある。しかし、デジタル貿易のあり方を巡っては、現時点で必ずしも国際ルールというものは定まっていない。また、西側諸国では、中国を意識した規制も行われている側面もある。

中国のデジタル貿易の発展戦略を理解し、西側諸国の対応策（規制）を検討することは、日本にとっても必要なことであると考え。そこで、本稿では、①中国のデジタル貿易の現状、②デジタル貿易における国際協力の進

図2. デジタル貿易の概念



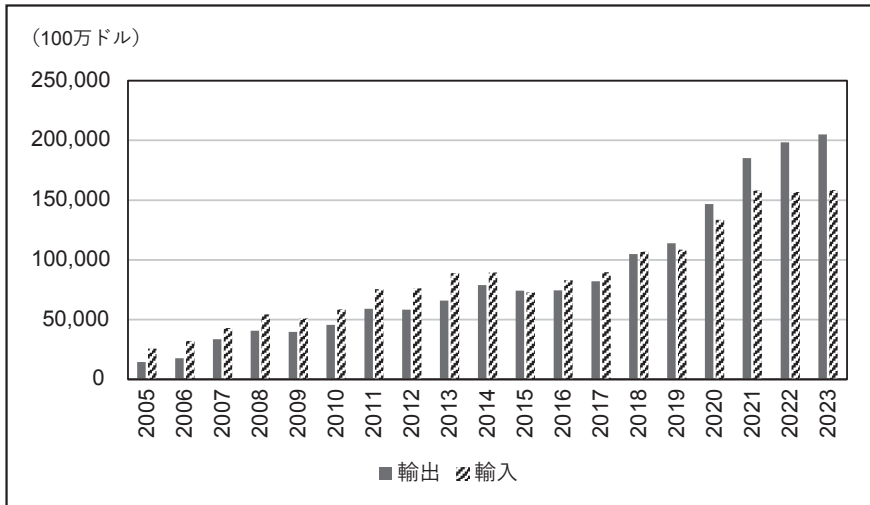
出所：OECD, UN, World Bank, World Trade Organization, "Digital Trade for Development". 2023, p.11

展、③デジタル貿易推進上の課題、④西側諸国の規制に対する中国の対応策、国際協定への参加と交渉の重要ポイント、について検討する（なお、OECDなどによるデジタル貿易の概念は、図2のとおりである）。

2. 中国のデジタル貿易の現状

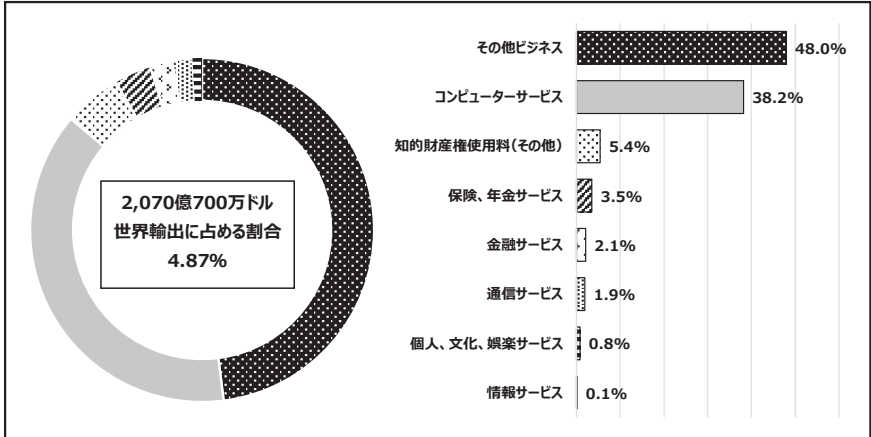
中国のデジタルサービス貿易（デジタル配信可能なサービス貿易）の規模は、2023年2兆7,193億7,000万元に達し、22年比8.5%増加した（図3：但し、図3はWTOの統計であり、ドル表示のものである）。このうち、デジタルサービス輸出は1兆5,435億2,000万元（9%増）、デジタルサービス輸入は1兆1,758億5,000万元（7.8%増）となり、貿易黒字は3,676億7,000万元で前年比423億5,000万元拡大した^(注2)。中国の越境電子商取引の輸出入は23年に15.6%増の2兆3,800億元に達し、うち輸出は19.6%増の1兆8,300億元となった^(注3)。現在、中国には北京中関村ソフトウェア・パーク、上海浦東ソフトウェア・パークなど12の国家デジタルサービス輸出基地がある。20年4月、商務省は中国

図3-1. 中国のデジタルサービス貿易（デジタル配信可能なサービス貿易）



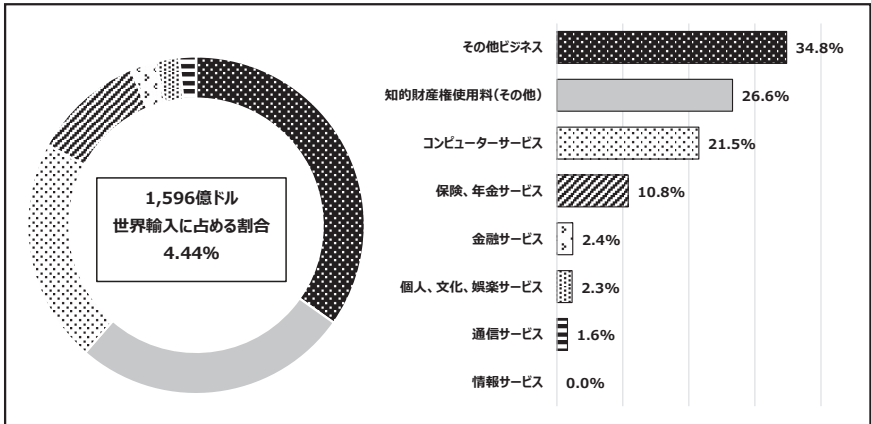
出所：WTO；Digitally delivered services trade datasetより筆者作成

図3-2. 中国のデジタルサービス輸出の構成（2023年）



出所：WTO；Digitally delivered services trade dataset
https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/gstdh_digital_services_e.htm

図3-3. 中国のデジタルサービス輸入の構成（2023年）



出所：WTO；Digitally delivered services trade dataset
https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/gstdh_digital_services_e.htm

サイバースペース局及び工業情報化省と共同で、中関村ソフトウェア・パークを含む12のパークを国家デジタルサービス輸出基地として指定する発表を行った。

世界デジタル貿易博覧会組織委員会と国際貿易センター（ITC）が共同で作成した第3回世界デジタル貿易博覧会の旗艦報告書「世界デジタル貿易発展報告書2024」が9月26日に発表された。同報告書は、国際機関が関わる世界のデジタル貿易の推計総額を初めて発表したものであり、その推計によると、2021年から23年までの間に世界デジタル貿易の規模は6兆200億ドルから7兆1,300億ドルへと急増し、年平均成長率は8.8%に達し、国・地域別デジタル貿易の規模は、中国がEU、米国に次ぐ第3位、国別では米国に次ぐ第2位であるという。

また、中国は、グローバルサプライチェーンの一部として情報通信技術（以下、ICT）製品の輸出に関して中心的な役割を果たしている。例えば、中国は世界のICT製品輸出の32%を占め、ICTサービス輸出の約6%を占めている。しかし、Sébastien Miroudot・Charles Cadestinは、これらの数字は、製造業や輸出への付加価値としてのサービスを考慮していないため、中国のデジタルサービス輸出の規模を過小評価しており、現実の実力はさらに大きいものがあるだろうと言う^(注4)。

こうして中国におけるデジタル貿易は、経済発展の新たな原動力となっている。中国は、2021年「第14次デジタル経済発展5か年計画」を発表し、23年末に開催された中央経済工作会議では、対外貿易の新たな機運の醸成を加速し、基本的な対外貿易と対内投資を強化し、デジタル貿易を拡大することが提案されている。さらに、中国商務省は、24年4月26日に「デジタルコマース3か年行動計画（2024～26年）」を発表した。この3か年行動計画では、①デジタルインフラの強化、②デジタル消費の促進、③AIとビッグデータの活用、④デジタル人材の育成、⑤デジタル貿易の推進、⑥地域経済のデジタル化、⑦サイバーセキュリティ対策、⑧持続可能な開発目標（SDGs）への貢献が挙げられている。

では、具体的にいかなる発展戦略を描くのか。以下、この点について検討する。

3. 中国のデジタル貿易における国際協力の進展

中国は、デジタル経済パートナーシップ協定（以下、DEPA）及びCPTPP、RCEPへ積極的に関与し、西側諸国を中心としたデジタル貿易に関する規制措置が講じられることを抑制したいところである。

DEPAについては、中国の加盟交渉を包括的に推進するため、中国DEPA作業部会が正式に設立され^(注5)、首席交渉官会合、技術協議が開催されている。また、中国は、CPTPPへの参加を正式に申請して以来、CPTPPの2,300以上の条項について調査と評価を実施し、必要な改革措置と修正・整理を行い、DEPAよりもハードルの高いCPTPPに参加するための法規、基準を満たすよう努め、中国の既存の契約慣行を超える高レベルの開放性を約束するとしている。2022年1月、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムを含むASEAN加盟6か国と中国、日本、ニュージーランド、オーストラリアを含む非ASEAN加盟4か国によるRCEPが正式に発効したが、中国はRCEP協定の完全実施を積極的に推進するとしている。世界貿易機関（WTO）電子商取引交渉への積極的参加もその一つである。中国は、2019年にWTO電子商取引交渉に参加して以来、電子決済や物流サービスなど20以上のテーマに関する9件の「中国計画」を提出している。この「中国計画」の中には、次のような働きかけ、合意の形成がある。例えば、電子送信の関税からの一時的免除についての合意形成を継続するように働きかけ、第12回WTO閣僚会議では、電子送信を関税から一時的に免除する合意形成にこぎつけている。さらに、中国は、デジタル貿易に関する二国間及び地域協力を推進すべく行動している。現在、中国は17か国と「デジタル・シルクロード」協力に関する覚書を締結し、近隣諸国と合計34の国境を越えた地上ケーブルと複数の国際海底ケーブルを敷設している。中国・ASEAN情報港と中国・ASEANオンラインシルクロードはますます顕著な成果を上げている。2023年5月、中国・中央アジア首脳会議中に、中国と中央アジア諸国はデジタル貿易に関する初の地域協力文書「デジタル貿易分野における

協力に関する中国と中央アジア経済貿易省間の覚書」に合意した。現在、中国は30か国と協力しており、政策コミュニケーション、産業ドッキング、能力構築、現地協力を共同で実施する「シルクロード電子商取引」二国間協力メカニズムを確立している。

4. デジタル貿易推進上の課題

国際デジタル貿易は近年大きく発展し、その成長率は従来の商品やサービスの貿易の成長率を大幅に上回っている。しかし同時に、国際デジタル貿易では、関税障壁、データ・フロー障壁、個人データ・フローに対する政策障壁、海外直接投資を制限する貿易障壁、ソースコードやアルゴリズムの開示要求など、様々な貿易障壁も出現している。WTO の枠組みに基づく多国間貿易協定や、地域及び二国間貿易協定の増加により、デジタル貿易に関連する貿易ルールが構築されてきたが、統一された権威のある国際的なデジタル貿易ルールはまだ存在しない。そうであるところ、西側諸国は、中国のデジタル産業の台頭に対して懸念を持ち、国家安全保障上の利益を守るため、半導体やその他の新興技術を含む中国への技術輸出に対する規制を強化するといった中国に対する対抗措置を講じている。米国は、中国への先端技術の流出を防ぐため、半導体製造装置や人工知能（AI）関連技術の輸出を規制している。また、中国の通信機器大手ファーウェイなどを輸出規制の対象企業（エンティティリスト）に指定し、米国製品の直接・間接の供給を禁止した。

以下、対中対抗措置の中でも積極的に活用されている（1）関税障壁、（2）個人データの移転を例に存在する課題を検討する。

4.1 デジタル製品貿易に対する関税障壁

一般商品貿易と比べて、デジタル製品貿易はその内容も形態も異なり、一般商品貿易のルールや商慣習を適用することは困難である。デジタル製品のキャリアは、貨物輸送などの具体的な物流手段が使用されるわけではなく、データのフローがあるだけである。したがって、現在の関税制度には基本的

にデジタル製品の取引は含まれていない。しかし、実際には取引が行われており、アジア太平洋地域の輸出総額に占める通信・情報製品の輸出の割合は、先進地域に比べて高いのが現状である。そこで、デジタル製品に対する関税をいかに課すのかという問題が生じている。米国はデジタル製品貿易で最も先進国であるのに対し、EU は大きく遅れをとっているため、EUはデジタル製品貿易に対してより厳格な関税制度と政策を採用している。EUは、1998年にインターネットを通じて販売されるデジタル製品をサービス貿易として分類し、関税を課さなかったが、付加価値税を課している^(注6)。

4.2 個人データの流れに対する政策上の障壁

多くの国が個人データのセキュリティに注意を払い始めており、個人データの送信に制限を設けている。同時に、データ管理におけるデータ管理者のセキュリティ責任に関する関連規定を設け、国境を越えたデータ・フローのプロセス全体のセキュリティに責任を負うことを企業に義務付けている。一般に、政府は、国境を越えたデータの流れに関わる契約に、セキュリティ管理に関する関連内容を含めることを要求している。例えば、EUの要件は非常に厳しく、データ保護当局は標準的な契約条件として「EU一般データ保護規則（GDPR）」を定めている。国境を越えたデータ・フローに参与する必要があるすべての企業は、この契約条件を遵守する必要がある。長期的な観点から見ると、ビッグデータ分析技術の発展に伴い、個人データの流通に伴うリスクは各国でますます評価されており、個人データの国境を越えた流通に対するセキュリティ規制政策の障壁はさらに厳しくなると考えられる。

では、これに対して中国はどのような対策を講じているのか、又は講じようとしているのか。次に、この点について検討する。

5. 中国の対策

5.1 デジタル貿易発展戦略の策定

各国はデジタル経済やデジタル貿易への注目を高めており、85%以上の国

がデジタル経済やデジタル貿易の発展戦略を策定している。中国もデジタル経済の発展と国際デジタル貿易への参加を国家戦略として捉え、デジタル貿易発展計画を策定しようとしている。そして、法律、規制、政策制度の構築を強化しつつある。例えば、ネットワーク安全法（データセキュリティ法）では、特に法的認可を通じて、国境を越えたデータ・フローの概念を明確にした上で、様々な国境を越えたデータ・フロー状況を管理する要件を明確にし、このモデルを策定している。

5.2 国際デジタル貿易とそのルールの研究

中国の国際デジタル貿易に対する見解や慣行は、データの流れやソースコードのルールで強調されている米国や欧州とは異なっている。中国は、データ・フローは国家安全保障の対象とするべきであり、データ・フローはセキュリティのカテゴリーに含まれ、監督を強化するべきであると主張する。米国は、ソースコード漏洩を防ぐためにソースコードを強制的にローカライズすべきではないと強調し、政府によるソースコード入手を禁止しているが、中国はこれが重複や無駄を招き、知識適用コストも大幅に増加すると考えている^(注7)。中国は、デジタル貿易を推進するため、デジタル貿易障壁の現在の発現と発展の方向性を研究し、デジタル貿易ルールの新たな展開を理解し、デジタル貿易摩擦や紛争への不十分な対応を防ぐための中国の対応計画を提案することに重点を置いた研究をしている。特に、中国は発展途上国におけるデジタル貿易の関連慣行に注意を払い、ルール策定と市場保護の慣行から学び、中国の関連法規を改善する必要があると認識している。また、発展途上国の利益にかなう国際的なデジタル貿易ルールの構築を推進するとしている^(注8)。

5.3 国際ルールの策定への関与強化

中国は、WTOなどの多国間枠組みの下で電子商取引問題に関する交渉に参加するほか、G20やアジア太平洋経済協力会議（APEC）などの多国間地域メカニズムの下でデジタル貿易関連ルールの策定に積極的に参加する方針

である。前述したが、DEPAとCPTPPへの関与を積極的に推進しようとしている。デジタル貿易分野における実務協力を強化するために中国上海協力機構（Shanghai Cooperation Organization：SCO）とBRICS諸国の関係強化を促進する方針である。さらに、RCEP枠組みの下で地域デジタル貿易協力を深化させ、関係国とのデジタル貿易協力文書の締結を促進し、デジタル経済・貿易分野での協力・交流を促進したい意向である。すでに中国は、シンガポールやニュージーランドとのデジタル経済パートナーシップ協定締結を目指しており、これによりアジア太平洋地域でのプレゼンスを強化し、国際的な競争力を高めようとしている。

5.4 デジタル分野における政策及び法制度の整備

中国は、2016年11月にサイバーセキュリティ法を公布した。21年6月にはデータセキュリティ法を公布し、データの処理、利用、流通に関する規制要件が示され、国家的なデータ分類と階層的保護システムの確立が提案され、重要データの策定が行われた。21年8月には個人情報保護法を公布した。22年7月には、海外へのデータ移転の適用状況、評価事項、評価手順、移行期間等を明確にした「海外へのデータ移転の安全性評価に関する措置」を公布した。2023年2月、中国共産党中央委員会と国務院は、データ財産権の側面からデータインフラストラクチャーシステムを構築するため「デジタル中国建設マスタープラン」を発布した。そして、23年2月、個人情報の海外移転を規制する「個人情報海外移転に関する標準契約措置」を公布した。この他、電子商取引法、外国貿易法、著作権法、未成年者保護法など、デジタル経済やデジタル産業に関わる多くの法律が改正・施行され、規制が強化されている。

6. まとめに代えてー中国の影響拡大政策と西側諸国が講じる方策

2021年9月16日、中国はCPTPPへの参加を正式に申請した。CPTPPには18の電子商取引の章があり、世界的にハイレベルなデジタル貿易ルールを規

表1. データ要素関連政策

年	政策	主な構想
2014	政府活動報告	ビッグデータの新興産業への利用について初めて言及。
2015	ビッグデータを運用し市場主体に対するサービス・監督を強化することに関する若干の意見	ビッグデータを十分に運用し、政府のサービスレベルを向上させ、市場の公平な競争を促進する。
	ビッグデータ発展促進行動要綱	ビッグデータの利用を国家戦略と位置付ける。
2016	ビッグデータ産業発展（2016～20年）	ビッグデータ技術の産業への応用を重点とする。
2020	より完成された要素の市場化体制システムを構築することに関する意見	データ要素市場を速やかに育成する。
	新時代の社会主義市場経済体制を速やかに完成させることに関する意見	データ要素市場を速やかに発展させ、データ資源の管理システムを構築する。
2021	ハイレベルの市場体系を建設する行動方針	データ要素市場の速やかな育成を研究制定するための意見。
	第14次5か年計画期のデジタル経済発展計画	データ要素市場の価値を十分に発揮し、データ要素の潜在力を刺激する。
2022	要素市場配置の総合改革試験に関するマスタープラン	データ要素の流通規則を研究・制定する。
	全国統一大市場の速やかな建設に関する意見	統一的技術及びデータ市場を速やかに育てる。
	デジタル政府建設を強化することに関する指導意見	データ資源を開放し、共有する体系を確立し、健全なデータ要素の市場規則を確立する。
	データ要素の役割をより良く発展させるためのデータ基本システムの構築に関する意見	データの基本システムを速やかに構築し、データ要素の価値を十分に実現する。
2023	デジタル中国建設の全体配置計画	データ資源の大循環を構築する。
	党と国家機関の改革計画	国家データ局を設置し、データの基本的制度の確立、データ資源の統一をし、その利用を開放する任務を担う。
	企業データ資源の関連会計処理に関する暫定規定	企業のデータ資源の会計処理を規範化する。
	データ資産評価指導意見	データ資産の評価について規範化し、資産評価当事者の適法な権益及び公共の利益を保護する。
	データ資産管理を強化することに関する指導意見	データ資産を効率的流通・使用を促進する。
2024	“データ要素×” 3か年行動計画（2024～26年）	データ要素の乗数効果を十分に発揮し、経済社会の発展を促進する。
	デジタルビジネス3か年計画（2024～26年）	ネット通販市場、一般貿易の成長、デジタル消費の活性化、デジタル貿易ルールの整備を通じて経済成長の加速を図る。

出所：国家数据局ほか「数字中国発展報告（2023年）」、また、余淼傑、郭蘭濱「数字貿易推動中國貿易高質量發展」華南師範大学学报（社会科学版）2022年第1期、95頁）などを参考に加筆修正して筆者作成

表2. サイバー 3法の域外適用規定と対抗措置規定

法律	域外適用規定	対抗措置規定
ネットワーク安全法 (サイバーセキュリティ法： 网络安全法) 2017年6月1日施行	重要な情報インフラをハッキング又は妨害し「重大な結果」を引き起こした外国の組織は法的責任を負う（第75条）とし、法の域外適用を規定している。さらに、公安局に法律に違反した組織に対する制裁、資産凍結、その他懲罰措置を講じる権限を与えている（第75条）。	
データセキュリティ法 (数据安全法) 2021年9月1日施行	第2条は、中国の国家安全保障、公共の利益、又は個人又は組織の合法的な権利と利益を害する中国国外でのデータ 処理活動に適用されると規定している。	中国におけるデータの収集、使用、保護に関する国家権限を強化。第26条は、外国がデータやデータ開発・利用技術に関する投資や貿易に関して「差別的」又は「制限的」とみなされる措置を講じた場合、「同等の対抗措置」を講じることができると規定している。
個人情報保護法 (个人信息保护法) 2021年11月1日施行	中国国内で個人の個人情報を取り扱うすべての事業体に適用される（第3条）。第40条は、中国国内で収集された個人情報を含むデータは中国国内で保管することを義務付けるデータローカライゼーション条項が含まれている。第42条は、法律に違反する外国企業に対するブラックリストへの掲載及びその他の懲罰的措置を規定している。この規定により、中国の個人データへのアクセスを制限又は全面的に禁止される可能性がある。	第43条は、明確な報復規定を含めており、個人情報保護の分野で中国に対して差別的な禁止、制限、又はその他の措置を講じた中国が判断した場合、対抗措置を講じることができるとしている。

出所：网络安全法 (https://www.gov.cn/xinwen/2016-11/07/content_5129723.htm)、数据安全法 (https://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616919.htm)、个人信息保护法 (https://www.gov.cn/xinwen/2021-08/20/content_5632486.htm) より筆者作成

定している。その内容には、電子認証、ペーパーレス貿易、関税のない電子送信などの従来のデジタル貿易の問題だけでなく、国境データ・フロー、ソースコード、デジタル製品の非差別的扱い、その他の主要な問題など国際貿易に関するルールが含まれている。しかし、ソースコードやデジタル製品の無差別扱いなどの規定は反映されておらず、交渉のための基準もない。中国には依然としてCPTPPと矛盾する国内規制があり、中国がCPTPPデジタル貿易ルールの交渉の席に着くには依然としていくつかの困難が存在する。そこで、中国は、まずマレーシアやシンガポールなど、中国のCPTPPへの参加を支持する国々との関係を強化し、できるだけ早く地域または二国間の文書や協定に支持を組み込もうとするであろう。一方で、中国のCPTPP参加に消極的な国々との間の意思疎通や交流を強化することもするであろう。例

えば、中国はRCEPなどのプラットフォームを通じて関連加盟国、特に日本のような重要なCPTPP加盟国との交流を強化する必要性を感じていることであろう。国内規制の改善も行う必要がある。そこで、まず重要データの識別基準を早急に改善すべきであると認識されている。重要データは、中国の現在の国境を越えたデータの流れの規制において非常に重要な部分を占めているところ、重要データを識別する方法に関する国家標準について、現在「情報セキュリティ技術における重要なデータの識別に関するガイドライン」が検討されているところである。

中国は、デジタルサービスの輸入に対して制限をし、データのローカライズを厳しく要請し、インターネットやオンライン情報へのアクセスを制限している。一方で、中国は、デジタル・シルクロードや“一帯一路”構想の一環として、関係国にデジタル化の支援を行うことで、中国の基準を国際標準にしようと目論んでいる。中国は、国際規範やルールに影響を与え、DSIや中国国内市場へのアクセスを活用するなどして現地で事実を作り出すことで、デジタルサービス市場や中国のデータガバナンス慣行の世界的な普及に影響を与えつつある。

デジタル貿易の国際規範や基準の形成における中国の積極的な役割は、疑念の目で見られている。西側諸国は、中国の影響力によって、西側民主主義国が好むよりオープンで自由な基準ではなく、中国の制限的で国家統制的なアプローチを反映した世界基準が生まれる可能性があることを懸念している。

西側諸国と中国が互いに対抗して講じている規制措置は、国家安全保障上のリスクを懸念してのことである。データ産業の革新・発展との間でどのようにバランスを取るのか見極めることは難しい。

注

1. https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/28/content_5753561.htm#:~:text=万亿元、中央网信办副主任、国家网信办、促转型的重要引擎%E3%80%82 (last visited July 7, 2024).
2. <https://www.mofcom.gov.cn/article/syxfwb/202402/20240203470537.shtml> (last visited July 7, 2024).

3. <https://japanese.cri.cn/2024/01/30/ARTILUTFUbimcBx8MJl17a0G240130.shtml> (last visited July 7, 2024).
4. Miroudot, S. and C. Cadestin (2017-03-15), "Services In Global Value Chains : From Inputs to Value-Creating Activities", OECD Trade Policy Paper, No.197, OECD Publishing, Paris. (<http://dx.doi.org/10.1787/465f0d8b-en>) (last visited July 7, 2024) .
5. https://www.gov.cn/xinwen/2022-08/23/content_5706451.htm (last visited October 31,2024).
6. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/d0e51a9e2787be13.html> (last visited July 7, 2024).
7. 鄭樹偉「国際数字貿易壁壘の現状和我国的応対策略」对外経済貿易実務, 2019年第7期.
8. 数字貿易是我国貿易規模持續穩步增長的新動力 (金融時報) (<http://tradeinservices.mofcom.gov.cn/article/yanjiu/pinglun/202403/161977.html>) (最終閱覽 2024年7月7日)